

いのち支える魚津市自殺対策行動計画（素案）に対するご意見募集について

「いのち支える魚津市自殺対策行動計画」は、「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」に基づき、本市の状況に応じた「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を計画的に推進するため、誰も自殺に追い込まれることのない魚津市の実現を目指して策定するものです。

計画を策定するにあたり、平成30年12月に「いのち支える自殺対策ネットワーク会議」を設置し協議を重ねてきましたが、この度計画の素案がまとまりましたので、広く市民の皆様の意見を次のとおり募集します。

【1. 意見等を募集する案件名】

いのち支える魚津市自殺対策行動計画（素案）

【2. 公表する関係資料】

いのち支える魚津市自殺対策行動計画（素案）

【3. 関係資料の公表場所】

魚津市ホームページ、魚津市社会福祉課、魚津市健康センター、魚津警察署
富山県新川厚生センター魚津支所、ハローワーク魚津、魚津市社会福祉協議会
障害者交流センター、身障デイサービスセンター、魚津商工会議所、公民館（13地区）

【4. 意見等を提出できる方】

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方（法人、各種団体含む）、市内の事務所又は事業所に勤務する方、利害関係のある方（団体含む）。

【5. 意見等の提出方法】

郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法によりご提出ください。

※提出時の留意事項

- ・「ご意見等提出用紙」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。
（記載された個人情報等は、この募集に係る利用目的以外の目的には使用しません。）
- ・住所、氏名等必要事項の記載のないものは無効とします。
- ・お電話による口頭での意見提出は受付できませんのでご了承ください。

【6. 意見の提出先】

魚津市社会福祉課 あて

- ・郵便及び持参 : 〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
- ・電子メール : syafuku@city.uozu.lg.jp
- ・FAX : 0765-23-1073

【7. 意見の募集期間】

令和元年8月9日（金）から令和元年9月9日（月）まで※締切日必着

【8. 意見の公表】

ご意見等の概要及びこれらに対する考え方については、市ホームページで公表する場合があります（住所、氏名、連絡先は公表しません。）。

【9. 問合せ先】

魚津市社会福祉課 TEL：0765-23-1007

※土、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間にお願いします。